

## 単身赴任者に対する機構住宅の「二重貸与原則禁止」について (質問書)

### 本日、団体交渉開催 - 12月期一時金回答 -

先日 11 月 13 日の団体交渉で回答のなかった 12 月期一時金について、本日 (11 月 19 日 (月))、回答の団体交渉が開催されます。先に提出した一時金に関する要求書の内容に基づき、誠意ある回答を機構に求めます。

#### ~ 12 月期一時金要求書より ~

一時金の配算にあたっては、これまでのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一式で支給するよう強く要求する。加えて、7・8・9 級を含む全職員の一時金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、臨時職員については、処遇自体が低く押さえられていることを考慮し、経験年数を加味した配算とするよう強く要求する。

支給式を以下のとおり要求する。

職員、嘱託職員、常勤職員：本給×3.6+6,000F+100,000

臨時職員：{(賃金日額+1,200)×21+6,000N}×3.6+6,000F+100,000

ただし、F：家族手当の支給対象者及びこれを除く税法上の扶養家族の合計数  
N：勤続年数

一時金の支払日は、12 月 1 日とすること。

### 宿舎管理規程を踏まえない住宅退去命令は、即刻撤回せよ！

職員が機構の住宅に家族と居住していて、単身赴任をせざるを得ない転勤を命じられた場合、平成 18 年の秋から突然、機構はそれを「住宅の二重貸与」として原則禁止とし、住宅から退去するようにと該当者に通告しました。また、これまでどおりに機構の住宅に居住することを望む職員に対して、機構は宿舎管理規程の損害賠償金と同額である、通常の 3 倍の使用料を平成 19 年 4 月に遡って請求しています。さらに、機構の言う「宿舎貸与の特例について(二重貸与)」に関する中身は平成 19 年 9 月 28 日に職員に初めて公開したものです。

労組として検討した結果、これらの行為は宿舎管理規程に基づかないものであり、即刻撤回すべきと判断し、本日(19日)機構に質問書を提出するとともに是正を要求します。

職員が機構の住宅に家族と居住していて、単身赴任をせざるを得ない転勤を命じられた場合、平成 18 年の秋から突然、機構はそれを住宅の「二重貸与」として原則禁止とし、住宅から退去するようにと該当者に通告した。具体的には、『子弟が中学 2 年生から高校 3 年生までの者』『赴任期間が 2 年以内の短期であることが決定している場合』などは「特例」として引き続きの貸与を認めるがそれ以外は認めないとして、平成 19 年 3 月末までの猶予期間以降は、順次、該当する職員・家族を追い出してきた。

該当した複数の組合員から訴えがあり、労組として平成 19 年 4 月の団交の席上で「これまで問題がなかったのに、突然、単身赴任者と家族を住宅から追い出すのは、職員にとっても家族にとってもひどすぎる。このような行為は止めるべきだ。」と追及したが、機構はそれを無視して強行してきた。

平成 19 年 11 月 13 日の団交では、機構側から「家族は該当者についていくのが当然。」「国家公務員では単身赴任は想定されていないから同じような規定がない。」という趣旨の発言さえあり、労組を唾然とさせた。

さらに、これまでどおりに機構の住宅に居住することを望む職員に対して、「二重貸与の特例に該当しない」として、宿舎管理規程(平成 17 年 10 月 1 日制定)の第 20 条の 2(退去すべきなのに退去しない場合の損害賠償金)の金額を「準用」して、損害賠償金と同額の、通常の 3 倍の使用料を平成 19 年 4 月まで遡って請求している。これは二重の意味で大問題である。

一つ目は、労務部厚生課が、この「特例」を平成 18 年 11 月 1 日に「宿舎貸与の特例について(二重貸与)」と称する文書として制定したようだが、それを職員に公開したのは 11 ヶ月も経過した平成 19 年 9 月 28 日である(機構イントラ、人事・労務インフォメーション参照)。

二つ目は、最も根本的な問題として、そもそも単身赴任者に対する住宅の「二重貸与の原則禁止」という規定自体が存在しないのではないかという疑義である。機構の住宅に関する規定は、『宿舎管理規程』、『宿舎貸与基準』が存在するが、前述した「特例」はどの規定に基づくかが記載されていない。労組が改めてこれらを精査した結果、そもそも単身赴任者と家族に対し居住する住宅を貸与(単身赴任者に単身寮を貸与しているからという理由で機構は「二重貸与」と言っている)してはならないと

いう規定自体が存在しない。むしろ、宿舎管理規程第3条(宿舎の種類)の第1項で、『この規程に言う宿舎とは、住宅及び寮(独身寮及び単身寮)』と規定し、第3項で単身赴任せざるを得ない職員の当然の権利として、『寮は、独身又は単身赴任の役職員等を入居させるものとする』と規定されている。つまり、単身赴任者は『寮』に入居する権利が明確に認められている。一方で、その場合には住宅を貸与してならないという「禁止規定」は宿舎管理規程に存在しない。「宿舎貸与基準」にも同様に「禁止規定」は存在しない。

「単身赴任」というのは、本来の住居(家族とともに住む場所)があるが、機構の仕事の都合で一時的に家族と離れて暮らさなければならない状態を強いられることであり、本質的に居住の本拠は家族とともに住む住居にあることを前提としている。また、単身赴任の大変さなどを考慮して、現状でも単身赴任手当などの配慮がなされている。それを考えれば、現在の宿舎管理規程は妥当であり、それに規定されていない如何なる「決まり」も無効である。

従って、労組は、存在の根拠がない「二重貸与禁止規定」に基づく措置を即時撤回するよう要求する。

以下の質問及び要求に対して、団体交渉を開催し、文書で回答すること。

1. 現行の「宿舎管理規程」、「宿舎貸与基準」に、単身赴任者に住宅を貸与してはならないという規定(いわゆる「二重貸与禁止規定」)は存在しないと理解してよいか。
2. 平成18年11月1日付けの労務部厚生課の「宿舎貸与の特例について 二重貸与」は、機構のどの規定の何条に基づき、いつどこで審議され、誰が定めたものか明確にすること。
3. 「宿舎貸与の特例について(二重貸与)」4項に基づき、労務部長がやむを得ない事情等で特例として認めた例はあるのか。
4. 「宿舎貸与の特例について(二重貸与)」に基づき、通常の3倍の使用料を平成19年4月に遡って請求した事実はあるか。
5. これまでの誤りを認め、単身赴任者の住宅退去命令及び上記4項に示す請求を撤回すること。